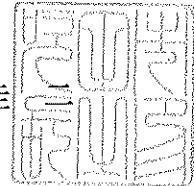




3福福第1610号  
令和4年3月31日  
(2022年)

吹田市個人情報保護審議会会長様

吹田市長 後藤圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

災害時要援護者避難支援システムに係る個人情報の保護について

## 災害時要援護者避難支援システムの再構築について

1 質問する項目 (質問の根拠)	個人情報の電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条第1項)
2 対象業務	災害時要援護者避難支援システム再構築業務
3 業務の概要	<p>1 目的</p> <p>より実効性の高い災害時要援護者避難支援の取組を進めるために、また、平常時も含めて地域支援組織の取組を支援することが可能となるように、システムを再構築するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時要援護者名簿作成・管理機能の充実 既存の名簿作成・管理機能に加えて、最新データの更新を年2回から常に変更</li> <li>(2) 安否確認一覧表作成・出力機能の追加</li> <li>(3) 個別避難計画作成及び支援・管理機能の追加</li> </ul> <p>2 効果</p> <p>&lt;災害時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 最新の要援護者名簿の作成・提供が可能となる。</li> <li>(2) 最新の要援護者情報に基づく安否確認用の一覧表の作成・提供が可能となる。</li> <li>(3) 管理する個別避難計画の提供（地図情報付き）が可能となる。</li> </ul> <p>&lt;平常時&gt;</p> <p>地域支援組織による要援護者避難支援の取組を支援する機能に加え、また、支援の実効性を高めることができるような各種支援が可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 最新の要援護者名簿の作成・提供</li> <li>(2) 最新の要援護者情報に基づく安否確認用の一覧表の作成・提供</li> <li>(3) 個別避難計画の帳票を提供・作成済みの計画の管理、提供</li> <li>(4) 個別の要援護者の避難支援に供することができる地図情報の提供</li> <li>(4) 要援護者避難支援施策を検討する際の参考となる資料の作成（統計情報及び地図情報）</li> </ul>

### 3 個人情報の取扱い

災害時要援護者名簿の個人情報については、災害対策基本法第49条の十、十一、個別避難計画については災害対策基本法第49条の十四、十五に、それぞれ「特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができます。」と規定されていることから、本市保護条例第7条（収集方法の制限）及び第8条（目的外利用の制限）には抵触しないと考えます。

また、同条例第8条（外部提供の制限）についても、本人が外部提供に同意した場合に限り、名簿や個別避難計画を平常時から地域支援組織等に提供するものであることから、外部提供及び利用にあたっても同条例に抵触しないと考えます。なお、災害時においては、必要な範囲で、同意・不同意者関係なく地域支援組織等に提供できるものと災害対策基本法の中で規定されています。

名簿や個別避難計画の提供にあたっては、提供先の地域支援組織等と名簿の提供に関する協定を締結の上、名簿等管理責任者を指定し、個人情報の取扱いについての説明を行い、紙ベースで名簿等を提供しています。また、名簿や個別避難計画の更新時には、名簿等管理責任者から対象となる名簿等を市に返却していただき、市で適切に廃棄処分を行っています。

### 4 情報セキュリティ対策

#### (1) システム・ネットワーク

外部ネットワークから分断された住基系ネットワーク（SJ ネットワーク）内で他の共通基盤システムと連携し、自動的に CSV 等の形式で作成された指定情報を、本システムに取り込むことで、要援護者情報を安全に最新の情報に更新することができます。

#### (2) システムログ管理

ユーザー アカウント管理及び操作ログ管理等を行い、不正アクセス等の未然防止を行います。

また、システム利用は、要援護者避難支援業務の目的にのみ限定するものです。

4 個人情報の内容	別紙1のとおり
5 審議に諮る理由	吹田市個人情報保護条例第12条第1項の個人情報の電子計算機処理の制限に該当するため
6 今後の予定	令和5年4月1日 稼働予定
7 担当室課	福祉部 福祉総務室